



[住宅保証延長瑕疵保証責任保険]

JIO 延長かし保証保険 登録のしおり



『JIO 延長かし保証保険』のご利用には、延長保証事業者登録（以下「事業者登録」といいます。）が必要です。
以下の事項を確認のうえ、事業者登録をお申し込みください。

- 保険に関する重要な事項について「重要事項説明書（延長保証事業者様用）」を必ずお読みいただき、ご理解のうえ、「JIO延長かし保証保険」の事業者登録をお申し込みください。
- 事業者登録および保険の引受けにあたりJIOが知り得た事業者または住宅所有者様の個人情報や対象住宅の物件情報は、JIOホームページ（<https://www.jio-kensa.co.jp>）で公開しているプライバシーポリシーに従い取扱います。

本書面は事業者登録申込に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細やご不明な点については、JIO支店または保険取次店までお問い合わせください。
※JIOの他の保険のご利用には、別途 届出・登録が必要です。

事業者登録をただけでは、『保険加入』にはなりません。

- 事業者登録は、保険をご利用いただくための登録です。
- 「JIO延長かし保証保険」は、物件ごとに契約する保険です。
- 保険契約手続きを完了しなければ、保険が適用されません。

保険契約の手続き

●お申込手続きは、物件ごとに行ってください。

① 保険契約申込み

必要書類を揃えてお申し込みください。

② 現場検査

お申し込みの保険商品により検査回数が変わります。

③ 保険証券発行

保険証券は自動的に発行されません。
発行申請手続きをお忘れなくお願いします。

『JIO 延長かし保証保険』事業者登録申込について

以下の事項をご確認のうえ事業者登録をお申し込みください。

1. 登録申込時必要書類

■ 必須

- ①事業者届出・登録申込書
(ゆうちょ銀行をご利用の場合は、「自動払込利用申込書」もあわせて記入してください)
- ②建設業許可を有する事業者は、許可を証する書類(写し)
- ③宅地建物取引業免許を有する事業者は、免許を証する書類(写し)
※建設業許可、宅地建物取引業免許の両方をお持ちの事業者は両方の書類(写し)を提出してください。

2. 登録の有効期間

■ 有効期間：5年間

(登録の受理日から5年後の月の月末まで)

■ 更新時の手続き

- ①更新前にJIOからご案内します。
- ②有効期間の終了までに、JIO所定の書面にて更新のお申込みが必要です。

3. 登録料・更新料

■ 事業者登録料：16,500円（税込み）

『JIOわが家の保険』の届出事業者は11,000円（税込み）

ただし、すでに『JIOわが家の保険』の届出をしている事業者で、これまでに『JIOわが家の保険』または『JIO 瑕疵保証（履行法施行以前の任意の保証制度）』の契約実績がある場合は、登録料が免除されます。

『事業者登録』と『JIOわが家の保険』の

登録・届出を同時に申し込む場合も11,000円（税込み）

■ 更新料：11,000円（税込み）

ただし、更新時に『JIOわが家の保険』の届出をしている事業者で、これまでに『JIOわが家の保険』または『JIO 瑕疵保証（履行法施行以前の任意の保証制度）』の契約実績がある場合は、更新料が免除されます。

4. 払込方法

JIOの登録料および更新料、商品やサービスをご利用いただいた料金は、ご登録いただいた金融機関の預金口座より、申込月の月末で締め、翌月の27日に口座振替となります。

なお、金融機関が27日に休業の場合は、金融機関の翌営業日に口座振替となります。

5. エリアサービス

事業者登録をした事業所以外（同一事業者の支店・営業所等）でも、支店・営業所等の情報をJIOに登録することで、保険のお申込みや商品・サービスのご利用ができます。

6. 登録・更新の欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、事業者登録・更新のお申込みをお受けできません。

- ①建設業法により許可の取消しを受けた者、または宅地建物取引業法により免許の取消しを受けた者で取消日から2年を経過しない者
- ②建設業法により営業の停止を命じられ、または宅地建物取引業法により業務の停止を命じられ、その期間が経過しない者
- ③建設業法、宅地建物取引業法その他の法令または条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行を終わりまたは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④暴力団、暴力団員、暴力団体関係者およびその他の反社会的勢力者
- ⑤JIOより事業者登録の取消しを受けた者でその取消日から2年を経過しない者
- ⑥虚偽の記載等不正な手段により事業者届出または延長保証事業者登録を行った場合
- ⑦JIOとの保険契約またはJIOが住宅瑕疵担保責任保険法人の業務開始以前に受け付けた瑕疵保証の契約において重大な告知義務もしくは通知義務の違反その他の不誠実な行為を行った場合
- ⑧異なる時期に締結した保険契約またはJIOが住宅瑕疵担保責任保険法人の業務開始以前に受け付けた瑕疵保証の契約における同一原因による事故の多発または故意もしくは重大な過失に起因する事故の発生等、延長保証事業者の能力が著しく低いと認められる場合

7. 登録内容の変更

次のような場合は、登録内容の変更手続きが必要です。

- ・事業者名、代表者名、住所、TEL、FAX、預金口座、預金者名の変更
 - ・建設業許可、宅地建物取引業免許の変更・廃業・失効
- ※退会等で登録期間が終了した後であっても、保険期間内であれば、変更手続きが必要です。

8. 事業者登録の解除

登録解除を希望する場合は、JIO所定の書面にてお申し出ください。
※登録期間内であっても、登録（更新）料の返還は行いません。

9. 保険料の割増引き

JIOわが家の保険における「割増引き」の対象となっている事業者は初年度から保険料の「割増引き」が適用されます。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 日本住宅保証検査機構

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6 ランディック神田ビル 4F
TEL：03-6859-4800（代表）

EN1003-04(2021.12)